

# 議 事 日 程

令和5年第3回浜中町議会臨時会

令和5年11月22日午前10時00分開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第89号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第90号	町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第91号	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第92号	浜中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第93号	浜中町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第94号	令和5年度浜中町一般会計補正予算（第5号）
日程第11	議案第95号	令和5年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第96号	令和5年度浜中診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第97号	令和5年度浜中町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第98号	令和5年度浜中町下水道事業会計補正予算（第2号）

(開会 午前10時00分)

---

開 会 宣 告

---

○議長（落合俊雄君） ただいまから令和5年第3回浜中町議会臨時会を開会します。

---

開 議 宣 告

---

○議長（落合俊雄君） これから本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番渡部貴士議員及び8番谷村敦議員を指名します。

---

日程第2 会期の決定

---

○議長（落合俊雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定しました。

---

日程第3 諸般報告

---

○議長（落合俊雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本臨時会に付された案件は、お手元に配付のとおりであります。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 行政報告

---

○議長（落合俊雄君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

**○町長（齊藤清隆君）** おはようございます。

本日、第3回浜中町議会臨時会を開催させていただきましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

1 1月1日、令和5年度浜中町防災総合訓練を実施しました。

この訓練は、役場庁舎及び防災広場を会場に、災害対応に当たる防災関係機関との連携強化を図ることを目的として実施したもので、今回で2回目の実施となります。

当日は、天候にも恵まれ、霧多布保育所や霧多布小学校・中学校・高等学校、浜中診療所を対象とした津波避難訓練、釧路総合振興局や厚岸警察署、釧路气象台などの協力による防災紙芝居や防災講話などの防災学習、霧多布半島の孤立を想定した衛星携帯電話による情報伝達訓練、釧路開発建設部のドローンによる映像共有訓練、役場水門班による水門等閉鎖訓練、陸上自衛隊、社会福祉協議会、赤十字奉仕団による炊き出し訓練、各自治会役員などが参加した避難所運営訓練などを実施いたしました。

予定されていた訓練のうち、物資輸送訓練については、波の影響により船が出港できないことから中止、負傷者等輸送訓練については、霧の影響によりヘリコプターが飛行できないことから、浜中消防署による負傷者救助訓練のみの実施となりました。

また、役場庁舎前駐車場において、防災イベントとして、各関係機関による防災対応車両やエアテントなどの公開、气象台による津波発生装置の体験コーナー、庁舎内での防災啓発パネル展、災害写真展、コカ・コーラによる災害対応自販機の実演なども開催しております。

訓練参加者は避難訓練参加者も含めて全体で約450人に上るほか、イベント見学者も含め、多くの皆さんにご協力をいただいたところでございます。

大規模災害時においては、国や道、関係機関との連携が非常に重要になります。今回の訓練でその連携が深められたとともに、明らかとなった課題については今後検証し、改善を加えていきたいと考えております。

これからも様々な訓練を通して災害対応力の強化を図ってまいります。

1 1月3日、浜中町功労者表彰式が役場3階会議室で挙行されました。

本年度は、社会功労表彰1名、善行表彰1名、在住功労表彰44名の方が表彰対象となり、当日は、在住功労表彰以外の2名の受賞者の方が出席され、表彰式が執り行われたところであります。

同日午後からは、在住功労表彰の対象となった方の自宅を訪問し、表彰を行っております。

1 1月12日、茶内第三地区開拓100周年記念式典が茶内第三母と子の家で執り行われました。

予期せぬ自然災害や農業情勢の目まぐるしい激動と対峙しながらも強い結束の下に乗り

越えてきた100年に及ぶ開拓の歴史を地域の方々と振り返り、今後とも本町で安定した酪農経営が持続できるよう、支援の充実への決意を新たにしたところでございます。

11月15日、矢白別演習場周辺自治体協議会による防衛省要望が行われました。

別海町、厚岸町、標茶町とともに、矢白別演習場周辺の騒音対策の充実や特定防衛施設周辺整備調整交付金の弾力的運用などについて要望してきたところであります。

私からは、口頭で周辺住民を対象にブリーフィングを行うなど、訓練の透明性の確保を要望させていただきました。

今後とも、周辺自治体と連携し、諸問題に対する各種施策が実施されるよう、防衛省に対して強く要望してまいります。

11月18日、首都圏ふるさと浜中会が東京都で4年ぶりに開催されました。

当日は、浜中町をふるさととする28名の会員と町議会議長、商工会長などのほか、関係者9名が参加し、近況報告や故郷の話題等で盛り上がり、親睦を深めてまいりました。

以上、行政報告とさせていただきます。

**○議長（落合俊雄君）** 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

**○教育長（佐藤健二君）** 改めまして、皆さん、おはようございます。

さきの議会からの主なものについてご報告いたします。

11月4日から5日にかけて、茶内コミセンにおいて、第60回総合文化祭が開催されました。

4年ぶりに通常どおりの発表会形式で実施し、発表には、11団体、64名による35の演目が披露されました。また、会場には、展示作品が各学校から寄せられた絵画や習字、さらには、陶芸サークルと協力して創作した中学校3年生の陶芸作品、そして、各地域の文化サークルによるパッチワークや手芸など、合わせて12団体、394名が関わり、合わせて514点の作品が展示されました。

なお、4日の作品展示見学への来場者数は70名、5日の発表会では200名の来場があり、2日間で延べ270名という多くの方の来場がありましたことをご報告いたします。

6日、7日には浜中町ニコニコファミリーフェアを開催しております。

この事業は、毎年、子育て支援事業として、芸術文化に触れることを狙いに実施し、今回は、2日にわたり、ピエロのぐっちバルーンエンターテインメントが茶内保育所、霧多布保育所を訪問し、園児がステージ上で参加したりバルーンをプレゼントされたりするなど、全保育所園児159名、保育士40名が楽しい時間を過ごされました。

19日には、浜P連研究大会兼家庭教育講演会が、町内各小中高等学校からPTA関係者約100名が参加し、盛会に開催されました。

開会式、表彰式の後の講演では、浜中町スクールカウンセラーであります沼田泉氏による演題「子どものSOSに気づいたら、家庭や学校で心掛けたいこと」について、講師が日常的に子どもたちや家庭と関わった実際の体験から貴重なお話が聞けました。

以上、教育行政報告といたします。

**○議長（落合俊雄君）** ここで、説明員である町職員の紹介の申出がありました。  
これを許します。

副町長。

**○副町長（石塚豊君）** 改めまして、おはようございます。

お許しをいただきまして、このたびの人事異動に係る説明員である管理職について、異動者のご紹介を申し上げさせていただきます。

それでは、皆様から向かって左側の席になります。

2列目の町長の後ろになりますが、防災対策室長です。

**○防災対策室長（春日良太君）** 防災対策室長になりました春日です。よろしくお願いいたします。

**○副町長（石塚豊君）** 次に、向かって右側の席になります。

前列の教育長の隣になりますが、今回、教育委員会給食センター所長を兼務いたします管理課長です。

**○管理課長（舟橋正誉君）** このたび、給食センター所長を兼任することになりました舟橋です。よろしくお願いいたします。

**○副町長（石塚豊君）** 次に、3列目の右から3番目になりますが、健康福祉課長を兼務いたします保険課長です。

**○保険課長（渡部直人君）** このたび、健康福祉課長を兼務することになりました渡部です。どうぞよろしくお願いいたします。

**○副町長（石塚豊君）** 以上、人事異動に係る説明員のご紹介を申し上げました。  
今後、よろしくお願いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** これで行政報告を終わります。

---

## 日程第5 議案第89号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第5、議案第89号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（齊藤清隆君）** 議案第89号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年度の給与改定に伴い、関連する情報の一部改正をしようとするものであります。

8月7日に人事院は国家公務員の給与等について勧告をしたところであります。

この勧告の内容を申し上げますと、月例給につきましては、公務員給与が民間給与を0.

96%下回っていることから、俸給表を平均1.1%引き上げること、期末勤勉手当につきましては、支給割合が民間比較で年間0.09月下回っていることから、これを0.1月引き上げることとし、年間支給割合を4.4月から4.5月とするものであります。

国は、この人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を11月17日に国会で可決し、人事院勧告どおりの内容で給与改定を実施いたします。

このことから、本町においても公務員の給与改定に準じた形で給料表の引上げ、期末勤勉手当の引上げを行うものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日としておりますが、令和5年4月1日から適用し、期末勤勉手当の平準化に係る改正につきましては令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第89号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第89号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第90号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第91号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第6、議案第90号及び日程第7、議案第91号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（齊藤清隆君）** 議案第90号町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第91号議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、いずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

町長、副町長並びに議会議員の期末手当、年間支給月数については、令和4年11月25日から、一般職の職員と同じく、4.4月としております。このたび、一般職の職員について、国における給与法の改定に準じ、職員の給与に関する条例の一部改正を行い、0.1月引き上げて4.5月にしようとするものであります。

このことから、町長、副町長並びに議会議員の期末手当につきましては、一般職の職員と同様に引き上げるることについて、関連する条例の一部改正を提案した次第であります。

議案第90号町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、第4条第2項で、期末手当について、現行の100分の220を100分の225に改め、現行年間支給月数4.4月を4.5月に引き上げるものであります。

施行期日は公布の日とし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行することとしております。

なお、教育長の支給月数については、浜中町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第2項の規定により、町長、副町長の給与に関する条例を準用するとなっておりますので、町長、副町長と同様となります。

議案第91号議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、第5条第2項で町長、副町長の期末手当支給月数と同様に引き上げるものであります。

施行期日は公布の日とし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第90号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第91号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第90号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第91号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第92号 浜中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第93号 浜中町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第8、議案第92号及び日程第9、議案第93号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（齊藤清隆君）** 議案第92号浜中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第93号浜中町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて、国の指針が変更になったことに伴い、国と同様に常勤職員に準ずる取扱いとするものであります。

また、本年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となったことから、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議案第92号では給与表改定の効力発生時期の特例に関する



規定の整理及び勤勉手当に関する規定の追加、議案第93号では会計年度任用企業職員の給与に関する規程に勤勉手当を追加するものであります。

なお、施行期日につきましては、議案第92号は公布の日としておりますが、勤勉手当に関する改正は令和6年4月1日から施行とし、議案第93号は令和6年4月1日としております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第92号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第93号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第92号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第93号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第94号 令和5年度浜中町一般会計補正予算（第5号）

日程第11 議案第95号 令和5年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 1 2 議案第 9 6 号 令和 5 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 1 3 議案第 9 7 号 令和 5 年度浜中町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 4 議案第 9 8 号 令和 5 年度浜中町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第 1 0、議案第 9 4 号から日程第 1 4、議案第 9 8 号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（齊藤清隆君）** 議案第 9 4 号令和 5 年度浜中町一般会計補正予算（第 5 号）から議案第 9 8 号令和 5 年度浜中町下水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、いずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、先ほど議決いただきました議案第 8 9 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 9 0 号町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 9 2 号浜中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に基づく職員の給料、手当等の追加について、各会計予算の補正をお願いしようとするものであります。

議案第 9 4 号令和 5 年度浜中町一般会計補正予算（第 5 号）では、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例及び浜中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に基づき、職員の給料、期末勤勉手当等 3 5 6 7 万 1 0 0 0 円を追加するものであります。

一方、歳入につきましては、特定財源として、国庫支出金 1 万 1 0 0 0 円、道支出金 2 万 5 0 0 0 円を充てたほか、不足する財源については財政調整基金繰入金 3 5 6 3 万 5 0 0 0 円を充てさせていただいております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は 9 6 億 5 6 1 8 万 8 0 0 0 円となります。

議案第 9 5 号令和 5 年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）では、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき、3 款地域支援事業費、包括的支援事業に要する経費で 2 0 万 2 0 0 0 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 4 億 9 5 9 2 万円としようとするもので、議案第 9 6 号令和 5 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 3 号）では、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び浜中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に基づき、1 款総務費、浜中診療所運営に要する経費で 3 5 1 万 3 0 0 0 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 3 億 7 4 9 4 万 5 0 0 0 円としようとするものです。

議案第 9 7 号令和 5 年度浜中町水道事業会計補正予算（第 1 号）では、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき、収入、1 款水道事業収益、2 項営業外収益、支出、2 款収納事業費用、1 項営業費用をそれぞれ 6 4 万 5 0 0 0 円を追加し、収益的収支を総額 1 億 9 2 3 9 万 8 0 0 0 円に補正し、予算書第 8 条に定める議会の議決を経なければ

ば流用することができない経費、職員給与費を4983万3000円に、また、予算書第9条に定める他会計からの補助金を5417万2000円に改めようとするものであります。

議案第98号令和5年度浜中町下水道事業会計補正予算（第2号）では、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき、収入、1款下水道事業収益、2項営業外収益、支出、2款下水道事業費用、1項営業費用をそれぞれ23万6000円を追加し、収益的収支の総額を4億922万3000円に補正し、予算書第7条に定める議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費を1423万6000円に、また、予算書第8条に定める他会計からの補助金を2億3785万8000円に改めようとするものであります。

なお、特別会計及び公営企業会計の補正財源につきましては、いずれも一般会計からの繰入金を追加するものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第94号の質疑を行います。

歳入歳出一括で行います。

5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 議案第94号から議案第98号までの一括ということでしたが、一般会計について、議案第93号で議決をした企業会計職員に関わる勤勉手当については会計年度任用職員の表の中では勤勉手当がないということですから、これは関係ないという捉え方でいいのですよね。後ほど企業会計のところで説明を受けたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第95号の質疑を行います。

歳入歳出一括で行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第96号の質疑を行います。

歳入歳出一括で行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第97号の質疑を行います。

収支一括で行います。

5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 先ほどは大変失礼いたしました。

72ページの収益的支出について、総係費の手当で勤勉手当14万8000円追加、既定予算が288万4000円とあります。これは純然たる職員の分であって、先ほど議決しました企業会計職員に新たに勤勉手当がつけられるようになったわけですが、そういう職員はいないということで理解してよろしいのか、確認しておきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（南秀幸君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

72ページの勤勉手当14万8000円の追加についてですが、議案第93号の改正の中身で言いますと、会計年度任用企業職員となります。しかし、現在、当事業で会計年度任用職員は採用しておりませんので、職員の上昇分でございます。

なお、議案第98号の下水道事業に関しても同様の中身となっております。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第98号の質疑を行います。

収支一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第94号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第95号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第96号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第97号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第98号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

これから議案第96号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

これから議案第98号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

---

## 閉 会 宣 告

---

○議長(落合俊雄君) お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定しました。  
これをもって令和5年第3回浜中町議会臨時会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時38分)